第1条 「総則」

この規定は、山ノ内自治会館(以下会館と略称)と山ノ内社会福祉会館(以下福祉会館と 略称)を円滑に管理使用するため、基本的事項に関し定める事とする。

「管理」 第2条

- 1) 会館は、管理委員会が管理し、委員長が統括する。
- 2)委員長は、鍵の管理、保管について管理運営委員に委嘱することができる。
- 3)委員長は使用者に対し、特に火災その他の不慮の事故防止に留意し、建物及び備品の保全に万 全を期し常時良好な状態を維持するよう指示、確認を行うこと。
- 4)総務は、会館の管理および使用状態を明確にする記録簿を供え、利用者に終了後下記の必要事 項を記入させること。

(使用年月日、使用階、使用時間、使用団体、使用目的、総人数、責任者名等)

第3条 「使用目的」

会館は、山ノ内学区民の福祉の増進、生活環境の維持向上、文化、スポーツ等を通じて住民 相互の親睦と地域の発展を計るための活動拠点として使用するものとする。

第4条 「使用の範囲」

山ノ内自治連合会、各種団体及び参加団体、町内会、山ノ内学区民(町会長による申込人の 町費納入確認を必要とする)、その他委員会が認めた団体、なお、緊急使用の必要を委員長 が認めたときは、すべてに優先し使用することができることとする。

「使用手続きと使用順位及び鍵の受領」 第5条

会館の使用希望者は1ヵ月前に別に定める「会館使用申込書」を運営委員会に提出して承 認を得、前日または当日に、承認済みの申込書と引き換えに、鍵を受け取る。ただし電話 での受付も認めることとする。使用順位は原則、申込順とするが緊急と委員長が判断した 時は総てに優先して使用することができる。承認後も使用の制限に違反したと認められる 時及び管理に必要が生じた時には、事前に使用を取り消す場合もある。取り消しにより生 じた損害については委員長は一切の責任を負わない。

第6条 「使用の制限」

次の各項に該当するときは使用を承認しない。

- 1) 社会的秩序、風俗を乱す恐れがあり、教育上好ましくないと認めたとき。
- 2) 建物または備品が毀損する恐れがあると認めたとき。
- 3) 政治、宗教、個人の営利を目的とする活動及びその他の理由で、不適当と認めたとき。 第7条 「使用者の義務」
 - 1) 承認を受けた目的以外の使用、または、権利の譲渡、転貸しをしないこと。
 - 2) 建物及び備品を滅失、毀損しないこと。
 - 3) 使用中の火災予防、その他の事故防止、節電等の無駄防止に注意を払うこと。
 - 4)使用後は速やかに机等を現状に戻し、清掃後に各種点検事項を確認して記録簿に記入 の上施錠して退館し、当日または翌日にカギを返却すること。

- 5) 会館内は全館終日禁煙とする。
- 6) その他委員長が別途に指示した義務。

第8条 「使用者の賠償責任」

使用者が会館の建物、備品を滅失、破損したとき、使用者は現状に復する費用を弁償しなければならない。

第9条 「会館の使用時間及び使用料金区分」

- 1)1日の使用時間は原則として午前9時から午後10時までとする。
- 2) 使用時間区分は下記のとおりとする。

第10条 「使用料金」

会館利用者は下記の使用料を負担することとする。下記の料金は各部屋ごとの使用料金とする。夏期、冬期に空調機を使用する時は別に1時間100円を加算する。会館使用料は申し込み時、または後日に会計に納付する。

ただし、各町内会並びに各種団体が会議・事業目的で使用するときには使用料金は無料とする。

第11条「会館の掃除当番 各団体は年1~2回」

会館の内外の清掃を1ヵ月に1回(毎月1日から10日)行う事とし、その作業内容は 記録簿に記入し、報告事項がある時は総務に連絡する。当番の順番は下記のとおりとし、 日時、人員は各団体長に一任する。

- ① 山ノ内自治会連合会、②山ノ内社会福祉協議会、③少年補導山ノ内支部、
- ④ 山ノ内女性会、⑤山ノ内交通安全推進会、⑥山ノ内体育振興会
- ⑦山ノ内白寿会連合会、⑧山ノ内防犯推進会、⑨山ノ内民生児童委員会
- ⑩ 山ノ内小学校 PTA、 ⑪四条中学校 PTA

第12条「使用規定の改定」

規定の改定は委員会の承認を得なければならない。

附則 この規定は平成31年5月11日から施行する。

山ノ内自治会館・社会福祉会館使用料

使用時間	使用料金
9 時~12 時	500 円
13 時~17 時	500 円
18 時~22 時	500 円
9 時~17 時 13 時~22 時	700 円
9 時~22 時	1000 円

社会福祉会館 和室

		*	
9 時~12 時	13 時~17 時	18 時~22 時	300 円
9 時~17 時	13 時~22 時		500 円
9 時~22 時			700 円

※空調使用時は1時間100円加算されます。